

長崎市告示第460号

長崎市建設工事等入札・発注に係る調整会議設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年6月18日

長崎市長 鈴木史朗

長崎市建設工事等入札・発注に係る調整会議設置要綱の一部を改正する要綱

長崎市建設工事等入札・発注に係る調整会議設置要綱（平成5年9月1日施行）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分があるものは、これを当該下線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを削る。

改正後		改正前	
別表第2（第5条関係）		別表第2（第5条関係）	
部局	幹事	部局	幹事
[略]	[略]	[略]	[略]
環境部	[略]	環境部	[略]
	[削る]		東工場長
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
まちづくり部	長崎駅周辺整備室長	まちづくり部	長崎駅周辺整備室長
	景観推進室長		景観推進室長
	東長崎土地区画整理事務所長		東長崎土地区画整理事務所次長

[以下略]

[以下略]

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。